

令和4年度（2022年度）里親養育包括支援事業
北海道室蘭児童相談所未委託里親等トレーニング事業委託業務実施要領

1 目的

この要領は、北海道里親養育包括支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく未委託里親等トレーニング事業の委託業務の実施に当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この事業は、北海道室蘭児童相談所長（以下「所長」という。）が別途選定した事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

3 事業内容

事業者は、里親養育包括支援事業（未委託里親等トレーニング事業）の委託業務として、次に定める研修を行うこととする。

（1）事業内容

未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次のアからウについて継続かつ反復して実施すること。

ア 事例検討・ロールプレイ

里親宅において起こることが想定される養育課題をもとに事例を作成し、課題解決に向けた児童との適切な関わり方や関係機関との間で行うべき情報共有等の連携について議論・検討する。

イ 外部講師による講義の実施

委託児童を養育する上で抱えやすい課題（例：基本的な生活習慣の習得、障がい、虐待による心的外傷、反抗や非行への対応、退所後の自立に向けた支援等）又は里親に特有の養育課題（例：真実告知、実子と里子の関係性等）をテーマとし、これらに精通した外部講師を招聘して講義を行う。

ウ 施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習

児童福祉施設または児童を養育中の里親宅等において、実習を行う。

（2）開催場所

北海道室蘭児童相談所（以下、「当所」とする。）の所管区域内で実施する。

（3）対象者

道に登録している養育里親、専門里親又は養子縁組里親のうち、次のアからウに該当し、所長が適当と認めた者

ア 過去に児童の委託を受けたことがない者

イ 長期間児童の委託を受けていない者

ウ その他、児童の養育経験が少ないと考えられる者

(4) 留意事項

- ア (1) アの事例の設定においては、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されている子どもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮するとともに、実際の事例を活用する場合は、内容の一部を改変する等、事例の元となった個人が特定されないよう最大限配慮すること。
- イ (1) イのうち、広く里親の資質向上に資すると考えられるものについては、対象者以外の里親の聴講を認めて差し支えない。
ただし、当該里親は上記3(3)の対象者には含まないことに留意し、周知等については、当所を通じて行うこと。
- ウ (1) ウの実習においては、里親が児童との直接の関わりを通じて、委託後の養育や対応方法を十分にイメージできるよう、児童の長期休業期間等を活用する等、実施時期に配慮すること。

4 実施方法

- (1) 事業者は、業務委託契約を締結後、速やかに事業実施計画書(別紙様式1)を作成し、所長に提出するものとする。
- (2) 当所は、3(3)アからウに該当する里親に本事業の実施を周知し、そのうち参加申込書(別紙様式2)の提出があった者を対象者として決定し、事業者に通知する。
- (3) 事業者は、対象者との面接により養育技術の習熟度を把握し、各対象者の習熟度に合わせて、3(1)アからウに定めるトレーニングを継続かつ反復して実施する。
また、トレーニングの実施後にも、再度の面接及びアンケート等を行い、実施効果の把握に努める。
- (4) 事業者は、トレーニングを修了した里親のリスト(別紙様式3)を作成する。
- (5) 事業者は、委託業務が完了したときは、速やかに実施報告書(別紙様式4)及び委託業務の収支精算書(別紙様式5)を所長に提出するものとする。